

9・2 「君が代」強制解雇裁判控訴審第4回口頭弁論

被解雇者の会 前川鎮男

昨年6月20日の「君が代」強制解雇裁判の佐村判決は、都教育委員会の主張と「ピアノ裁判最高裁判決」をなぞったようなものでした。この不当判決を覆すべく、控訴審で闘っています。

去る9月2日に第4回口頭弁論が開かれ、130人もの方が裁判所に駆けつける中、われわれの代理人が「解雇権の濫用」と「期待権」について弁論しました。これらについてはすでに提出済みの準備書面で主張してきていますが、高裁裁判官に改めて理解を求めるべく行われたものです。

その内容は、再雇用職員制度は定年制の代替え措置として設けられ、5年間の職が保障されており、事実それまでは希望者のほぼ全員が採用されていた実態を述べ、たった一度、わずか40数秒の不起立のみでの解雇は、社会通念上著しく不合理であり、裁量権を濫用した違法な公権力の行使にあたると主張しました。また、この解雇は、管理職として監督責任を問われて戒告処分を受けた校長や、交通事故により戒告処分を受けた者が採用されているなどの具体例をあげて、「平等原則違反」にあたるとの主張をしました。

さらに、「裁量権の濫用」の判断と「思想・良心の自由」の関係についても、「エホバの証人剣道実技拒否事件」の最高裁判決をあげて、誰にでも「思想・良心の自由」が保障されている以上本件にも妥当するといふべきだと

述べて弁論を終えました。

その後、裁判長はわれわれの出していた証人申請に対して、元都高教組・副委員長の鈴木敏夫氏と都立高校卒業生二人を認め、次回１２月１６日（火）１４時～１６時に証人尋問を行うと告げました。都側がすべて反対していたのを押し切り、こうした訴訟指揮をした裁判長に感謝したい。

今回駆けつけていただいたみなさんに深く感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援をお願いします。



【東京新聞 8月25日】

目の丸・君が代問題

都教委が分限処分通知

免職断行へ布石？

[illegible]

「10・23通達」被処分者締め付けか